め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　五
三九一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を監理する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　八　五
三九二―外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一三　二
三九五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一三　二
三九七　日本国に帰化を許可する件　一四　二
三九八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　一九　二
三九九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　一九　二
四〇〇　日本国に帰化を許可する件　一九　二
四〇一―出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　三
四〇五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二〇　一
四〇六　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件　二一　二
四〇七　除籍が滅失した件　二二　二
四〇八　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二五　二
四〇九　除籍が滅失した件　二六　五
四一〇　日本国に帰化を許可する件　二六　五
四一一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　四
四一三　除籍が滅失した件　二九　四
四一四　除籍の一部が滅失した件　二九　四
二五四　〇外務省　サイバー犯罪に関する条約のチェコ共和国等による批准等に関する件　四　三
二五五　ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
二五六　スポーツ庁訓練センター器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
二五七　トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
二五八　ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
二五九　コスラエ州電力セクター改善計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
二六〇　モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
二六一　パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四